STATE STREET
INVESTMENT MANAGEMENT

投資信託説明書
(交付目論見書)
2026年8月15日

ステート・ストリート・スパイダー ゴールド ETF（為替ヘッジあり）

追加型投信/海外/その他資産（商品）/ETF/インデックス型

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページに掲載しています。
●ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

<委託会社>［ファンドの運用の指図を行う者］
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第345号

<受託会社>［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
三井住友信託銀行株式会社

<ファンドに関する照会先>
ホームページアドレス　www.statestreet.com/im
電話番号 03-4530-7333　お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00

※ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が行う資産運用関連業務のブランド名です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ステート・ストリート・スパイダー ゴールド ETF（為替ヘッジあり）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2025年10月21日に関東財務局長に提出しており、2025年11月6日にその効力が発生しております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は表紙に記載の＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。なお、指定参加者に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの指定参加者、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の＜ファンドに関する照会先＞までお問い合わせください。
- 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

＜ファンドの商品分類および属性区分＞

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型	海外	その他資産（商品）	ETF	インデックス型

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 （商品）	年１回	グローバル （日本を含む）	あり （フルヘッジ）	その他 （LBMA金価格 （円ヘッジベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

委託会社：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
設立年月日：1998年2月25日
資本金：310百万円（2026年5月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：4,737,836百万円（2026年5月末現在）

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

基準価額の変動率をLBMA金価格（円ヘッジベース）（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1　主としてSPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストの受益証券に投資し、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指します。

SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストの概要は以下の通りです。下記は、2026年5月末現在で知りうる情報をもとに作成しています。

名称	SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
管理報酬等	年率0.10%
基準通貨	米ドル
管理会社	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー LLC
カストディアン	JPモルガン・チェース銀行N.A.
マーケティング・エージェント	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズLLC
アドミニストレーター	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

2　SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストの受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

3　外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

4　上場投資信託（ETF）の仕組み

受益権は、下記の金融商品証券取引所に上場され、株式と同様に売買可能です。
●売買単位は、10口単位です。
●取引方法は、原則として株式と同様です。
売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。
＜金融商品取引所＞
●東京証券取引所（2025年11月19日に新規上場）

※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

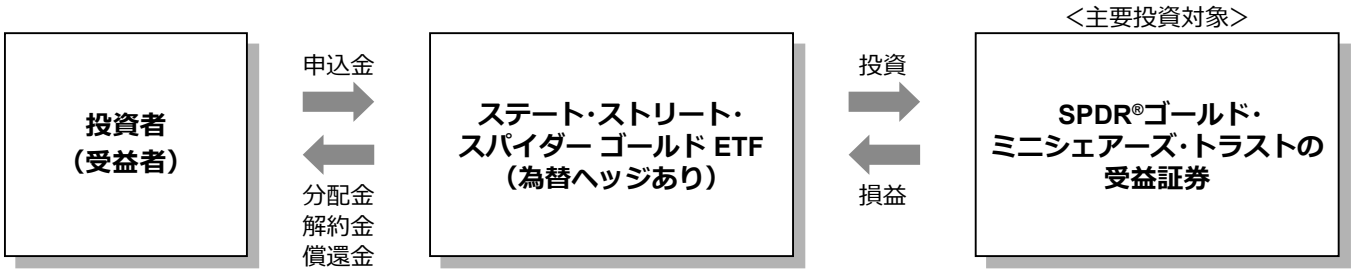

主な投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
2. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎年10月20日に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを基本とします。
- 売買益（評価損益を含みます。）からの分配は行いません。
- 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

2.投資リスク

当ファンドは、SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストの受益証券に投資し、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指しますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

金の価格変動リスク	金の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の影響を大きく受けます。金の価格が下落した場合、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。 ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。
流動性リスク	上場投資信託証券を購入または売却しようとする場合、市場の急変、取引規制等の理由から流動性が低下し、市場の実勢から期待できる価格と大きく乖離した水準で取引が行われることがあります。 また、ファンドが特定の上場投資信託証券に集中的に投資する場合、上場投資信託証券の上場廃止が行われ、または上場廃止の恐れが見込まれることなどにより、市場での購入または売却が困難もしくは不可能になることがあります。この結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドは、LBMA金価格（円ヘッジベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの上昇率は必ずしも一致しません。

リスクの管理体制

●運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対対象指数超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

●委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

●取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞

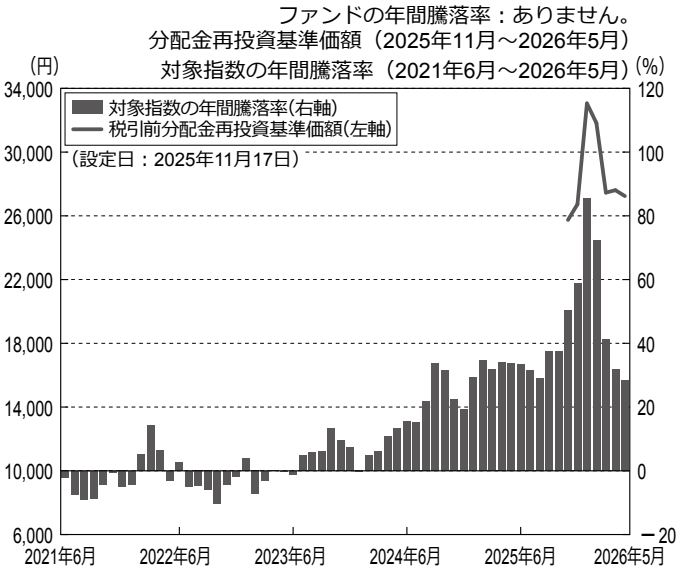

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

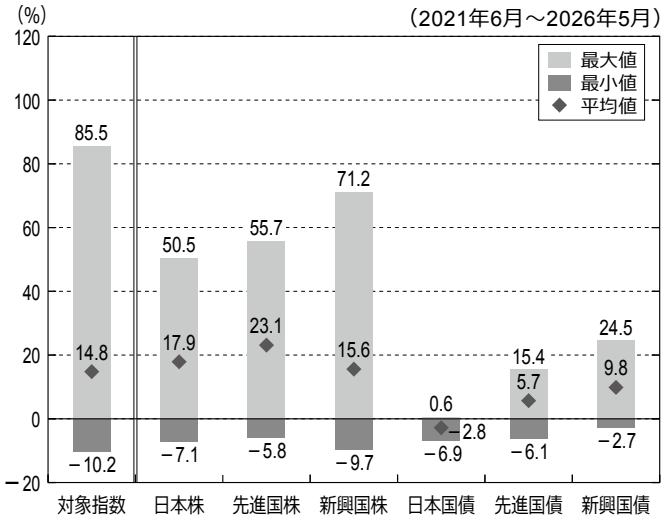

・上記の左グラフは、各月末における対象指数の年間騰落率およびファンドの分配金再投資基準価額（100口単位）の推移を表示したものです。
・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
・ファンドの設定日が2025年11月17日のため、グラフの分配金再投資基準価額は2025年11月末以降のデータを表示しています。ファンドの年間騰落率はありません。代わりに対象指数の年間騰落率を表示しています。
・上記の右グラフは、対象指数と代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

3.運用実績

（2026年5月29日現在）

基準価額・純資産の推移

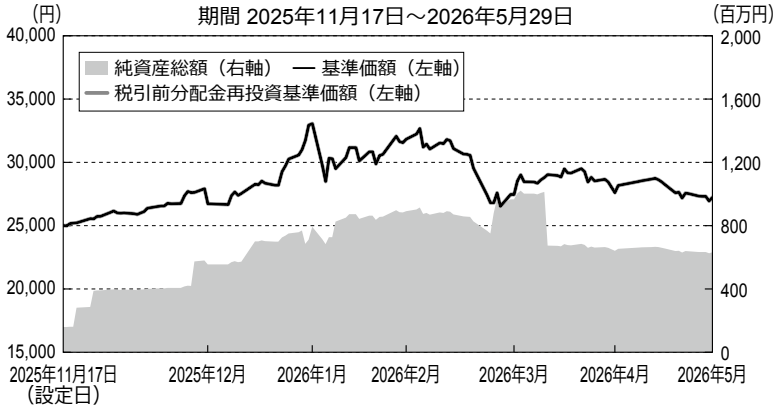

※基準価額（100口単位）の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	27,237円
純資産総額	632百万円

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

資産構成比率

資産名	比率
SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	101.5%
現金、その他資産	-1.5%
合計	100.0%

年間収益率の推移（暦年ベース）

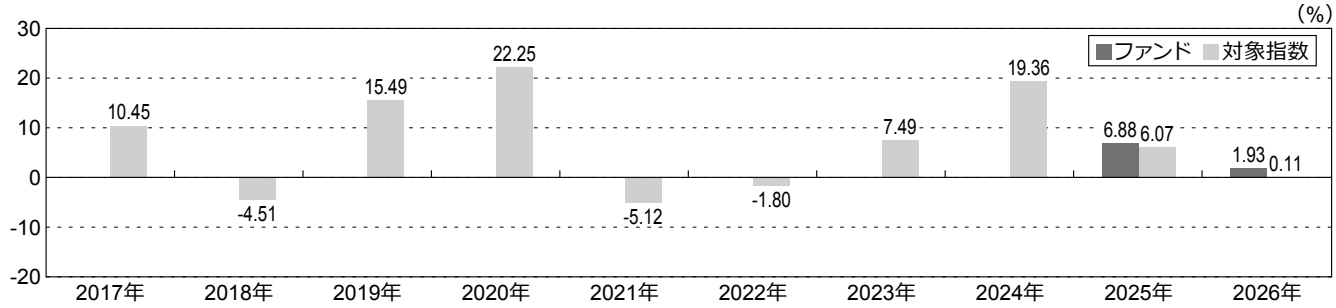

※2025年のファンドと対象指数の年間収益率は設定日から年末までで算出しています。
※2026年のファンドと対象指数の年間収益率は年初から5月末までで算出しています。
※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

●上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
●上記の対象指数の情報は参考情報です。
●最新の運用実績は委託会社のホームページ、または指定参加者でご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	80,000口単位
購入価額	当初設定:1口当たり250円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額に追加信託財産留保額を加算した額です。ただし、委託会社の判断により、翌営業日の基準価額に追加信託執行実額調整金を加算または控除した額とする場合があります。
購入代金	指定参加者が定める期日までにお支払いください。
換金単位	80,000口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から一部解約時の信託財産留保額を控除した額です。ただし、委託会社の判断により、翌営業日の基準価額に一部解約執行実額調整金を加算または控除した額とする場合があります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から指定参加者においてお支払いします。
購入・換金申込不可日	次に定める日には、購入・換金申込を原則として受け付けません。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入・換金申込を受け付けることがあります。 ①計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) ②ニューヨーク証券取引所の休場日 ③信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ④上記のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
申込締切時間	原則として、午後4時30分までに受け付けたものを当日のお申込みとします。
購入の申込期間	当初設定:2025年11月6日から2025年11月14日まで 継続申込期間:2025年11月17日から2027年1月20日まで ※継続申込期間は、当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込の受付の取消しを行うことがあります。
信託期間	無期限(信託設定日:2025年11月17日)
繰上償還	①次のいずれかに該当する場合には、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ●対象指数が廃止された場合 ●対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合 ②次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が400万口を下回ることとなった場合 ●やむを得ない事情が発生した場合

決算日	毎年10月20日
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者（決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者）があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 www.statestreet.com/im
運用報告書	作成、交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	指定参加者が定めるものとします。 ※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。
信託財産留保額	購入時、換金時において、購入・換金受付日の翌営業日の基準価額に委託会社がそれぞれ定める率を乗じて得た額とします。 購入時の信託財産留保額および換金時の信託財産留保額の料率は、随時変更するため、それぞれの料率もしくは上限等を表示することができません。 適用となるそれぞれの料率については、原則として購入または換金受付日の前営業日に提示されます。 それぞれの料率については、指定参加者にお問い合わせください。
追加信託執行実額調整金および一部解約執行実額調整金	購入時、換金時において有価証券売買取引で実際に発生した執行コストを投資者に負担いただきます。 ただし、当ファンドは購入時および換金時には信託財産留保額を適用します。設定後、委託会社の判断により、追加信託執行実額調整金および一部解約執行実額調整金を適用する場合があります。
換金時手数料	指定参加者が定めるものとします。 ※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

<table>
<tr><td rowspan="2">運用管理費用（信託報酬）</td><td>ファンド</td><td>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に<u>年率0.077%（税抜0.07%）以内</u>の信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払います。

〈信託報酬率の配分（税抜）〉
<table><tr><th>支払先</th><th>信託報酬率（年率）</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社*</td><td>0.045%</td><td>委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.025%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行、名義登録、分配金支払い業務等の対価</td></tr></table>※上記の配分は、2026年5月末現在の配分であり、今後変更されることがあります。
*委託会社は、SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストの管理会社により提供されるマーケティング・レポートおよびファンドに有益であると判断される情報を含むサービス全般の対価として、同社に対して委託会社が受け取る信託報酬のうち一定比率分を支払うことがあります。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>純資産総額に対し年率0.177%（税抜0.17%）程度。
SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストの受益証券の管理費用等年率0.10%を含めた実質的な信託報酬率の概算値です（2026年5月末現在）。
ただし、この値は目安であり、SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストの受益証券の実際の組入れ状況等により変動します。</td></tr>
</table>

その他の費用・手数料	●ファンドの上場にかかる費用 ・年間上場料 毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜き0.0075%） ・新規上場料 新規上場時の純資産総額に対して、0.00825%（税抜き0.0075%） ・追加上場料 追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場日および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜き0.0075%） ・対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料 四半期毎に、最大47,000米ドルとします。 ※上記の上場にかかる費用および商標の使用料は、2026年5月末現在のものです。 また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ●組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ●外国での資産の保管等に要する費用 ●その他信託事務の処理に要する諸費用 ●監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税*および地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金（解約）および償還時	所得税*および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊復興特別所得税を含みます。2027年1月1日から防衛特別所得税が加わる予定ですが、課税率の合計に変更はありません。
※上記は、2026年5月末現在のものです。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、指定参加者で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

対象指数（オリジナル指数）

LBMA金価格（円ヘッジベース）

対象指数であるLBMA金価格（円ヘッジベース）の概要は以下の通りです。下記は、2026年5月末現在の情報をもとに作成しています。

- LBMA金価格は、正式名称は「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration）によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格（米ドル建て）を指しており、LBMA金価格（円ヘッジベース）を当ファンドの対象指数とします。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会（London Bullion Market Association）の略称です。
- 投資成果の比較基準となる対象指数の騰落率は、オリジナル指数をもとに委託会社が対円での為替ヘッジを考慮して独自に算出します。ただし、SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラストが参照する対象指数が変更された場合、上記の対象指数も変更となる場合があります。

「LBMA金価格（LBMA Gold Price）」の著作権等について

LBMA金価格は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（IBA）によって管理および公表されており、ステート・ストリート・スパイダー ゴールド ETF（為替ヘッジあり）に関連する入力データまたは基準として使用されています。
LBMA金価格は、Precious Metals Prices Limited の商標であり、IBA がLBMA 金価格の管理者として使用許可を受けています。
ICE ベンチマーク・アドミニストレーションは、IBA及び、またはその関連会社の商標です。
LBMA金価格及びICE ベンチマーク・アドミニストレーションの商標は、IBAとのライセンス契約に基づきステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社によって使用されています。
IBAおよびその関連会社は、LBMA金価格の使用結果や、ステート・ストリート・スパイダーゴールド ETF（為替ヘッジあり）に関連する特定の目的への適合性や妥当性について、明示的または黙示的に、一切の主張、予測、保証、または表明を行いません。
適用される法律で認められる最大限の範囲において、品質、商品性、特定の目的への適合性、所有権、または非侵害に関する黙示的な条件、約束、保証を含む全ての保証をここに明確に否認します。
IBAまたはその関連会社は、LBMA金価格における契約責任、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、迷惑行為、虚偽表示、または独占禁止法違反、その他いかなる形態での責任も負いません。また、LBMA金価格またはそれに依拠することに関連して、直接的または間接的な損害、費用、その他の損失についても一切責任を負いません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株：TOPIX（東証株価指数、配当込み）

TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。